

刑事施設職員のための欧州倫理規程：2012年4月12 日の欧州評議会閣僚委員会の勧告第5号

九州刑事政策研究会

大谷，彬矩
九州大学大学院法学府：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/1786940>

出版情報：法政研究. 83 (1/2), pp.209-222, 2016-10-03. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

刑事施設職員のための欧州倫理規程 ——2012年4月12日の欧州評議会閣僚委員会の勧告第5号——

九州刑事政策研究会（訳）

目次

はしがき

刑事施設職員のための欧州倫理規程に関する加盟国閣僚委員会の勧告（CM/
Rec（2012）5）

勧告CM/Rec（2012）5の添付文書

第1部 規程の範囲についての定義

第2部 刑事施設職員の目的

第3部 刑事施設職員と刑事司法制度

第4部 刑事施設職員のための行動ガイドライン

A．説明責任

B．誠実さ

C．人間の尊厳の尊重及び保護

D．ケア及び支援

E．公正さ、不偏性、非差別

F．協働

G．守秘義務及び情報保護

第5部 総則

はしがき

1 本資料は、2012年4月に開催された欧州評議会(Council of Europe)の第1140回閣僚代理会議において採択された「刑事施設職員のための欧州倫理規程に関する加盟国閣僚委員会の勧告(Recommendation CM/Rec(2012)5 of the Committee of Ministers to member States on the European Code of Ethics for Prison Staff)」(以下、「本規程」と記す)を訳出したものである。本規程の翻訳は、英語版によることを基本としたものの、ドイツ語版をも参照した上で、規定の趣旨がより明確になる訳語をあてた部分がある⁽¹⁾。本規程の翻訳に当たっては、これまでわが国で発表されてきた、国際条約・国連準則及び欧州評議会による勧告の翻訳も可能な限り参照した。なお、翻訳中、[]を付したものは、読者の理解を助ける意図から、翻訳者が補充したものである。

2 本規程は、欧州評議会閣僚委員会(以下、「閣僚委員会」)による勧告である以上、閣僚委員会によって締約国政府に何らかの行動を起こしたか報告をするように要求できるものの⁽²⁾、法的拘束力のある条約のような地位を有してはいない。しかし、閣僚委員会によって採択されたという事実は、47の欧州評議会加盟国政府によって承認され、「国内の立法、政策及び実務の指導原理とすること」⁽³⁾を意味し⁽⁴⁾、政府間で合意に達した高次のレベルでの共通見解の表明であるとされる⁽⁵⁾。また、その影響力は、欧州人権裁判所(European Court of Human Rights, ECtHR)による勧告の適用によって間接的に担保されている⁽⁶⁾。わが国でも、刑事司法・少年司法分野における人権保障の最も進んだ水準を知る上で、欠かせない資料として認識されている⁽⁷⁾。

⁽¹⁾ 本翻訳が参照したドイツ語版は、欧州評議会のホームページ(https://search.coe.int/cm/Pages/result_details.aspx?ObjectId=09000016804b8ef9) (最終閲覧日：2016年3月24日)に掲載されたものである。

⁽²⁾ 欧州評議会規程(Statute of the Council of Europe) 15条b。

⁽³⁾ 欧州刑事施設規則(2006年)の序言。

⁽⁴⁾ Andrew Coyle, *European Code of Ethics for Prison Staff*, 2011 (<http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/prisons/Conferences/CDAP%20Andrew%20Coyle's%20Speech.pdf>) (最終閲覧日：2016年3月29日)。

⁽⁵⁾ Jim Murdoch, *Treatment of Prisoners—European Standards*, (Council of Europe Publishing, 2006), p.34.

⁽⁶⁾ Dirk van Zyl Smit & Sonja Snacken, *Principles of European Prison Law and Policy*, (Oxford University Press, 2011), p.372.

翻ってみると、欧州の地域的国际機構である欧州評議会は、加盟国による人権、民主主義及び法の支配の尊重を保障することを目的とし、特に刑事施設被収容者が人権保障から排除されないよう常に特別な注意を払ってきた。刑事施設職員が倫理上の義務を果たす必要性自体も以前から認識されている。閣僚委員会は、1997年に「制裁又は措置の実施に関与する職員に関する勧告No.R (97) 12」を採択した。その添付文書IIは、加盟国自らが刑事施設職員のための倫理規程を作成するに当たって一連の指針を与えるものであった。2006年に改訂された欧州刑事施設規則 (European Prison Rules, EPR) ⁽⁸⁾ も改めて刑事施設職員の倫理的な素養の重要性を確認している。この他に、「欧州警察倫理規程に関する勧告 (Rec (2001) 10)」(以下、警察倫理規程) ⁽⁹⁾ が大いに参考にされた。警察倫理規程は、閣僚委員会が加盟国に対して倫理規定の発展を促すだけではなく、積極的にモデルを提示した事例である。この準備段階において閣僚委員会は、警察の目的から警察職員の実務能力、警察権行使事案に対する説明責任に至るまで体系的に網羅された欧州共通の原則及びガイドラインを作成する必要性を考慮した。この点は、本規定を策定する際にも意識されたことであつた。⁽¹⁰⁾ 構成自体、警察倫理規程のモデルに従って組まれている。完成した本文では、より倫理規程としての性格に特化するためにいくつかの章が削除されたものの、警察倫理規程の体系性を引き継ぎ、欧州共通の原則及びガイドラインとすることを志向していることが窺われる。

また、実務家間での刑事施設に関する議論は従来、その保安的側面に重きが置かれていたものの、近年では、刑事施設における人間同士の関係を重視する態様を示している。⁽¹¹⁾ そこで重要になるのは、被収容者と彼らに接する職員との関係である。

(7) 欧州評議会の勧告の重要性を指摘するものとして、桑山亜也「受刑者の人権保障論とその具体化」龍谷大学学位申請論文 (2009年) 160頁以下 (<http://jairo.nii.ac.jp/0157/00001226/en>) (最終閲覧日: 2016年3月28日)。

(8) 1987年の欧州刑事施設規則の日本語訳については、第二東京弁護士会監獄法対策調査委員会「ヨーロッパの被拘禁者処遇 ヨーロッパ刑事施設規則と関連決議」(1989年); 宮崎繁樹=五十嵐二葉=福田雅章編「国際人権基準による刑事手続ハンドブック」(青峰社、1991年)。2006年に改訂された規則の日本語訳として、吉田敏雄「欧州刑事施設規則(1)(2)-2006年1月11日の欧州会議閣僚委員会勧告2号-」北海学園大学学術論集135号 (2008年) 95-114頁、136号 (同年) 117-137頁。

(9) PC-CP 64th meeting, 5-7 May 2010 Summary meeting report; PC-CP (2010) 11.

(10) PC-CP (2010) 11.

(11) 規律秩序の維持に関する議論に限っても、建築構造上・技術上の保安措置のみによる規律秩序の維持に代えて、人間同士の積極的な接触やつながりを発展させることを目指し、それによって規律秩序の維持を図ろうとする「ダイナミック・セキュリティ (dynamic security)」の重要性が認識されてきている。

イギリスの刑務所長としての経験を持ち、本規程の策定にも深く関わったAndrew Coyle(国際刑事施設研究センター理事)は、刑事施設職員に求められるものとして、多様なニーズを抱えた被収容者を専門的な方法で扱うための十分なスキルと誠実な人格とを挙げた。そして、職員が適切な価値観を理解し、日々の業務の中で反映・実践するためには、行刑局が刑事施設業務の目的を示すだけでは十分でなく、あらゆる業務に倫理上の枠組みを与える規程を策定することが必要と主張したのであった。⁽¹²⁾

3 本規程の策定作業は、2009年の第15回行刑局長会議(Conference of Directors of Prison Administration, CDAP)における議論の結果として、欧州評議会に刑事施設職員のための倫理規程の必要性を考慮するよう勧告したことから始まった。⁽¹³⁾ これを受けて、欧州評議会の下部組織である行刑学協力会議(Council for Penological Co-operation, PC-CP)は、新しい倫理規程を作成するため、具体的な策定作業を開始したのである。

PC-CPでは、規程が一般的な規則を含むとともに、刑事施設職員として日々の業務をいかに遂行するかについての実務的な助言を含むべきとする認識が共有されていた。⁽¹⁴⁾ 規程の策定に当たっては、EPR 72-74、「制裁又は措置の実施に関与する職員に関する勧告No.R (97) 12」、警察倫理規定が参考にされる⁽¹⁵⁾とともに、加盟国の刑事施設職員に関する倫理規程なども考慮された。⁽¹⁶⁾ 倫理規程の草稿は2011年3月に欧州評議会の犯罪問題委員会(Committee on Crime Problems, CDPC)の事務局によって作成され、⁽¹⁷⁾同年5月に改訂された。⁽¹⁸⁾

その後、PC-CPの11月総会で、5月に改訂された草稿の、被収容者の多様性を尊重し、差別しないことを強調する規定に、「刑事施設職員は、欧州刑事施設規則29の規定に特に注意を払うものとする」という付加的な文章が挿入されるなど、⁽¹⁹⁾いくつかの修正が行われた。こうしてでき上がった倫理規程の最終稿が2012年4月12日に

⁽¹²⁾ Coyle, *supra* note 4).

⁽¹³⁾ CDAP (2009) 04.

⁽¹⁴⁾ PC-CP 64th meeting, *supra* note 9).

⁽¹⁵⁾ *Ibid.*

⁽¹⁶⁾ *Ibid.*

⁽¹⁷⁾ PC-CP (2011) 1 rev.

⁽¹⁸⁾ PC-CP (2011) 7 rev.

⁽¹⁹⁾ 1st Plenary meeting, Strasbourg, 8-10 November 2011 Summary meeting report.

開催された欧州評議会の第1140回閣僚代理会議において採択されたわけである。

4 わが国では、現行法である「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(平成17年法律第50号)が懲役及び禁錮の執行に関して定めている。しかし、職員の倫理規定と呼べるものはない。法律の委任を受けた「⁽²⁰⁾刑務官の職務執行に関する訓令」(平成18年5月23日法務省矯成訓第3258号法務大臣訓令)及び「刑務官の職務執行に関する訓令の運用について」(平成19年5月30日矯成第3337号矯正局長依命通達)も、刑務官の職務内容について、より具体的に規定してはいるものの、倫理規定に当たる規定は置いていない。ただ、刑事施設職員は、国家公務員である刑務官はもちろんのこと、みなし公務員の範ちゅうに含まれるため、国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)及び国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)に従うべきことになる。しかし、これら法規は国家公務員一般を対象としているため、一般社会とは異なる特殊な環境に身を置く刑事施設職員にとって、確固とした指針となり得るものではない。

その点で本規程は、閣僚委員会が刑事施設職員を対象とした倫理規程のモデルとして提示したものであり、刑事施設職員の業務全般に目配りをした体系性と、日々の業務に関し倫理的指針となる実務的有益性を兼ね備えている。被収容者と刑事施設職員との人間的な関係性が注目されている昨今、新しい刑事施設職員像を模索するに当たり、本規程は一つの道標になると思われる。

(大谷彬矩)

⁽²⁰⁾ 刑事施設職員の一部である刑務官については13条で、階級の決定方法の法務省令への委任(2項)や、研修及び訓練の抽象的内容(3項)について定めている。

刑事施設職員のための欧州倫理規程に関する加盟国閣僚委員会の勧告 (CM/Rec (2012) 5)

(2012年4月12日、第1140回閣僚代理会議にて、閣僚委員会により採択)

閣僚委員会は、欧州評議会規程第15条第b項により、

欧州評議会の目的が、加盟国間のさらなる統一を図ることにあることを考慮し、

法の支配を促進することも欧州評議会の目的であり、それがあらゆる真の民主主義の基盤を成すことに留意し、

刑事司法制度が、法の支配の保障において鍵となる役割を果たすことと、刑事施設職員がその制度の中で本質的役割を有することを考慮し、

人権及び基本的自由の保護に関する条約 (ETS No.5) 及び欧州人権裁判所の判例法を考慮し、

拷問及び非人道的又は品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を防止するための条約に関する欧州委員会によって達成された活動成果と特にその一般報告において発展した基準を考慮し、

最終審の手段として、及び法律によって定められた手続にしたがっている場合を除いて、何人も自由を奪われないことを繰り返し主張し、

拘禁刑の執行及び受刑者の処遇は、安全、保安、良好な秩序の必要性を考慮すると同時に、受刑者の社会への再統合のため、人間の尊厳を侵害することなく、有意義な職業活動と処遇プログラムを受刑者に提供する刑事施設環境を確保することを強く主張し、

加盟国閣僚委員会が刑事施設政策に関する共通の原則を更新し、遵守し続けることが重要であることを考慮し、

さらに、そのような共通の原則の遵守がこの分野における国際的共助を強めるものであることを考慮し、

刑事施設業務の多くの目的の達成は国民の参加と協力にかかっていることと、刑事施設業務の有効性は国民の支援にかかっていることを考慮し、

過去20年に渡り、ヨーロッパの刑罰の分野における重要な発展に影響を及ぼした大きな社会的変化に注目し、

欧州評議会閣僚委員会の勧告において、刑事施設政策及び実務、特に

- 刑事施設における教育に関する勧告 (Rec (89) 12)
- 刑事施設におけるエイズ及び関連する健康上の諸問題を含む伝染病の管理についての刑事施設及び犯罪学上の問題に関する勧告 (Rec (93) 6)
- 制裁及び措置の実施に関与する職員に関する勧告 (Rec (97) 12)
- 刑事施設における健康管理についての倫理及び組織的問題に関する勧告 (Rec (98) 7)
- 刑事施設の過剰収容及び人口増加に関する勧告 (Rec (99) 22)
- 条件付仮釈放 (パロール) に関する勧告 (Rec (2003) 22)
- 無期及び長期刑受刑者の刑事施設管理による処遇に関する勧告 (Rec (2003) 23)
- 欧州刑事施設規則に関する勧告 (Rec (2006) 2)
- 勾留の適用、適用条件及び濫用に対する予防策の用意に関する勧告 (Rec (2006) 13)
- 制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則に関する勧告 (CM/Rec (2008) 11)

に関する基準を今一度支持し、

国連法執行官行動準則、国連被拘禁者処遇最低基準規則、女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者に対する非拘禁的措置に関する国連最低基準規則（バンコク・ルールズ）に留意し、

法の支配によって統治される民主主義社会における個人の安全保護と権利を保障するために、刑事施設職員の総合的な基本方針、業務、説明責任に関して、共通のヨーロッパの原則及びガイドラインを勧告する必要性を考慮し、

国内の立法、実務及び刑事施設職員の行動準則に関して、欧州刑事施設規則と結び付けて読まれるべき本勧告の添付文書にある、モデルとしての刑事施設職員のための欧州倫理規程に設けられた原則を指導原理とすることを勧告し、

さらに、加盟国政府がそれに基づくこの文章と行動準則を可能な限り広く普及させ、適切な組織によってそれが実施されるのを監督すべきであることを勧告する。

勧告CM/Rec (2012) 5の添付文書

第1部 規程の範囲についての定義

この規程はすべての階級の刑事施設職員に適用される。

この規程において、「刑事施設」の用語は、司法機関によって勾留されている者か、有罪判決後に自由を剥奪されている者のために用意された施設を表すために用いられる。

この規定は、他の特別な専門職に適用される他の専門的行動基準だけでなく、関連する国際人権文書及び基準、特に欧州刑事施設規則の適用を排斥するような解釈がされるべきものは、本規程の中には存在しない。

第2部 刑事施設職員の目的

1. 法の支配によって統治される民主主義社会における刑事施設職員の主要な目的は、
 - 国内法令及び国際基準にしたがってすべての義務を全うし、
 - 特に欧州人権条約で述べられている、個人の基本的権利及び自由を保護・尊重し、
 - すべての受刑者が安全に、そして、⁽¹⁾関連国際基準、特に欧州刑事施設規則に従う条件で収容されることを保障し、
 - 犯罪活動から守られるべき公衆の権利を尊重及び保護し、
 - 刑事施設における時間を積極的に活用する機会を受刑者に与えることによって、釈放後の社会的再統合に向けて働きかけることである。

第3部 刑事施設職員と刑事司法制度

2. 刑事施設職員は被収容者に関して、警察、軍隊、検察、裁判官とは異なる役割と義務を有するものとする。
3. 刑事施設職員は、関係する場合に保護観察業務に関して、刑事司法における関係機関と適切に協働するものとする。

第4部 刑事施設職員のための行動ガイドライン

A. 説明責任

4. すべての階級の刑事施設職員は、自らの作為、不作為又は部下への命令の結果に個人的に責任を持つものとし、常に意図した行動の適法性をあらかじめ確認するものとする。

⁽¹⁾ 欧州刑事施設規則に関する加盟国閣僚委員会の勧告(Rec (2006) 2) (2006年1月11日、第952回閣僚代理会議にて、閣僚委員会により採択)。

B. 誠実さ

5. 刑事施設職員は、個人的に正直であることと誠実であることについて高い水準を維持し、促進するものとする。
6. 刑事施設職員は、受刑者とその家族との良好な職業上の関係を維持するよう努めるものとする。
7. 刑事施設職員は、その地位と矛盾する私的な利益、財産的利益、その他の利益を認めないものとする。そのような利益の衝突を避け、疑いがある場合に指導を求めることはすべての刑事施設職員の責任とする。
8. 刑事施設職員は、刑事施設業務においてあらゆる形態の汚職に対抗するものとする。刑事施設業務におけるあらゆる汚職について上司及び他の適切な組織に報告するものとする。
9. 刑事施設職員は、上司によって適切に発せられたすべての法的指示を遂行するものとする。しかし、深刻に、かつ、明らかに法律を侵害する指示の遂行は控え、処分を恐れることなく、そのような指示を [第三者に] 報告する義務を有するものとする。

C. 人間の尊厳の尊重及び保護

10. 刑事施設職員は常にすべての者の生きる権利を尊重し、保障するものとする。
11. 日々の業務の実施において、刑事施設職員は人間の尊厳を尊重及び保障し、すべての者の人権を維持及び擁護するものとする。
12. 刑事施設職員は、上司に命令された時を含むあらゆる状況下で、拷問若しくは

非人道的行為又は尊厳を貶めるような処遇若しくは刑罰を賦課、開始、認容しないものとする。

13. 刑事施設職員は、同じ被収容者又はその他の者による暴行に対してを含み、すべての被収容者の身体的、性的、心理的に無傷の状態を尊重及び保障するものとする。
14. 刑事施設職員は、被収容者、同僚、その他刑事施設に入るすべての者に対して常に、誠実さ及び敬意をもって接するものとする。
15. 刑事施設職員は、非常に必要性が高い場合又は正当な目的を達成する場合にのみ、個人のプライバシーに対する権利に干渉するものとする。
16. 刑事施設職員は、自衛又は企図された逃亡若しくは法的秩序に対して積極的又は受動的な物理上の抵抗のある場合を除いて、被収容者に対して強制力を用いないものとし、常に最後の手段とする。
17. 刑事施設職員は、非常に必要性が高い時にのみ身体の搜索を実施し、そのプロセスにおいて被収容者に恥をかかせないものとする。
18. 刑事施設職員は、欧州刑事施設規則68によって規定されている条件においてのみ拘束具を用いるものとする。特に労働中、出産中及び出産後すぐの女性に対して拘束具を決して用いないものとする。

D. ケア及び支援

19. 刑事施設職員は、少年、女性、少数者、外国人、高齢及び障害のある被収容者、他の理由のために傷つきやすい受刑者のような、個々人の特別なニーズに配慮するものとし、それらの被収容者のニーズに応えるためのあらゆる努力を行うもの

とする。

20. 刑事施設職員は、拘禁中の者の健康を完全に保護することを保障するものとし、特に、必要な場合はいつ何時でも医療的措置を確保するために迅速な行動をとるものとする。
21. 刑事施設職員は、拘禁中の者の安全、衛生及び適切な食事を確保するものとする。刑事施設職員は、刑事施設の条件が関連する国際基準、特に欧州刑事施設規則の要求に従っていることを保障するためにあらゆる努力を行うものとする。
22. 刑事施設職員は、建設的な活動プログラム、個人的交流及び支援を通じて被収容者の社会的再統合の促進に向けて働きかけるものとする。

E. 公正さ、不偏性、非差別

23. 刑事施設職員は、複数性及び多様性を尊重し、あらゆる被収容者に対して、性別、年齢、人種、肌の色、言語、宗教、政治若しくはその他の見解、国籍若しくは社会的な出自、国民的少数者との関連性、財産、出生若しくはその他の地位又は当該被収容者に嫌疑がかけられている犯罪若しくは当該受刑者が犯した犯罪の種類に基づいて差別しないものとする。刑事施設職員は、欧州刑事施設規則29の規定に特に注意を払うものとする。
24. 刑事施設職員は、ジェンダーに対する理解を促進し、他の職員及び被収容者に対するあらゆるタイプのセクシャル・ハラスメントを防止するだけでなく、人種主義及び外国人排外主義に対して挑み、対抗する必要性を十分に考慮するものとする。
25. 刑事施設職員は、客観性及び一貫性をもって公正な方法で、業務を行うものとする。

26. 刑事施設職員は、裁判所によって有罪判決や刑の言い渡しを受けていない受刑者の無罪推定を尊重するものとする。
27. 刑事施設職員は、欧州刑事施設規則に規定されているような、客観的かつ公正な⁽²⁾懲罰手続を適用するものとする。さらに、刑事施設職員は、懲罰行為で訴えられた被収容者が有罪と証明されるまで、無罪とみなされる原則を尊重するものとする。

F. 協働

28. 刑事施設職員は、被収容者が拘禁期間中、弁護士及び家族との定期的かつ十分なアクセスを持つ権利を行使できることを保障するものとする。
29. 刑事施設職員は、被収容者の福祉のために働く政府又は非政府組織及びコミュニティグループとの協働を促進するものとする。
30. 刑事施設職員は、同僚間における協働、支援、相互の信頼及び理解を促進するものとする。

G. 守秘義務及び情報保護

31. 職務遂行における義務又は厳格な司法上の必要性のある場合を除き、刑事施設職員が職務上得た機密情報は引き続き内密に取り扱われるものとする。
32. 医療上の秘密性の原則を尊重する義務に対して、格別の注意が払われるものとする。

(2) 規則56-63。

33. 刑事施設職員による個人情報の収集、保管及び利用は、情報保護の原則に従って行われ、特に、適法、正当及び明確な目的の業務のために必要な程度に限定されるものとする。

第5部 総則

34. 刑事施設職員は、現行の規程を尊重するものとする。また、能力の及ぶ限り、規程のあらゆる違反に対し防止し、及び対抗するものとする。
35. 現行の規程の違反が起こったか、又は生じる可能性のあることを根拠をもって信じる刑事施設職員は、その問題を上級庁に、必要があれば他の適切な機関に報告するものとする。